

安心して子どもを産み 育てられる東京

～少子化が進行する中、社会全体で子育てを
支えるための環境整備～

上智大学 大塚 晃

わが国の障害のある子どもを巡る状況

① 少子化社会の進展

- ・ 子育て不安の増加

② 障害者総合支援法の施行

- ・ 自立と共生社会の実現

③ 特別支援教育の推進

- ・ 教育機関との連携

④ 障害者権利条約の発効

- ・ 個々の子どもへの合理的配慮

①少子化社会の進展

- 障害のある子どもを持つ世帯は、他の子育て世帯以上に大きな不安を抱えている。

障害のある子どもの世帯を支える取組を充実強化することによって、こうした負担感の解消・軽減を図ることが必要。



- 骨太方針2007(平成19年6月19日閣議決定)(抜粋)

「児童虐待や障害など困難な状況にある子どもや家族に対する支援の強化を図る。」

- 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

平成27年度からは、子ども・子育て支援新制度がスタートする予定であり、障害のある子どもの支援につながる取組の制度化を規定。

②障害者総合支援法の施行

- 障害者総合支援法は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人が普通に暮らせる地域づくりを目指し、平成25年4月から施行されている。

(参考)障害者総合支援法(平成26年法律第83号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、…(中略)…障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。



- 共生社会の実現をより確かなものとするためには、子どもの頃から、障害の有無にかかわらず、共に遊び・学び・暮らす環境を整備していくことが重要。

③特別支援教育の実施

- 1 障害のある児童生徒などの教育について、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」への転換。
- 2 複数の障害種別を教育の対象とすることができる学校制度である「特別支援学校」への転換。
- 3 特別支援学校の機能として地域の特別支援教育のセンターとしての機能を位置づける。
- 4 小・中学校に置いて、学習障害(LD)・注意欠陥多動性障害(ADHD)を新たに通級による指導の対象とすること等。



福祉と教育の真の連携とは？

④障害者権利条約の発効

○ 障害者権利条約について

- 平成26年1月に条約を批准し、2月に発効。
- 障害のある子どもの最善の利益を確保すること。
- 障害者に対する合理的配慮がなされないことが差別にあたる。

改めて、それぞれの子どもの合理的配慮とは？



- 個別の支援計画に基づく支援
- 発達障害や重症心身障害等への配慮

障害のある子どもの支援

「自立と共生」の子育て

- ①障害のある子どもの**将来の自立**を目指し、発達支援や家族支援を通じて「**子育て**」を支援
- ②障害のある子どもが、他の子どもと共に「**遊び・学び・活動する**」**共生社会**を実現

具体的な障害児支援のポイント

それぞれの子どもに、

(1)将来の自立に向けた発達支援

(2)ライフステージに応じた一貫した支援

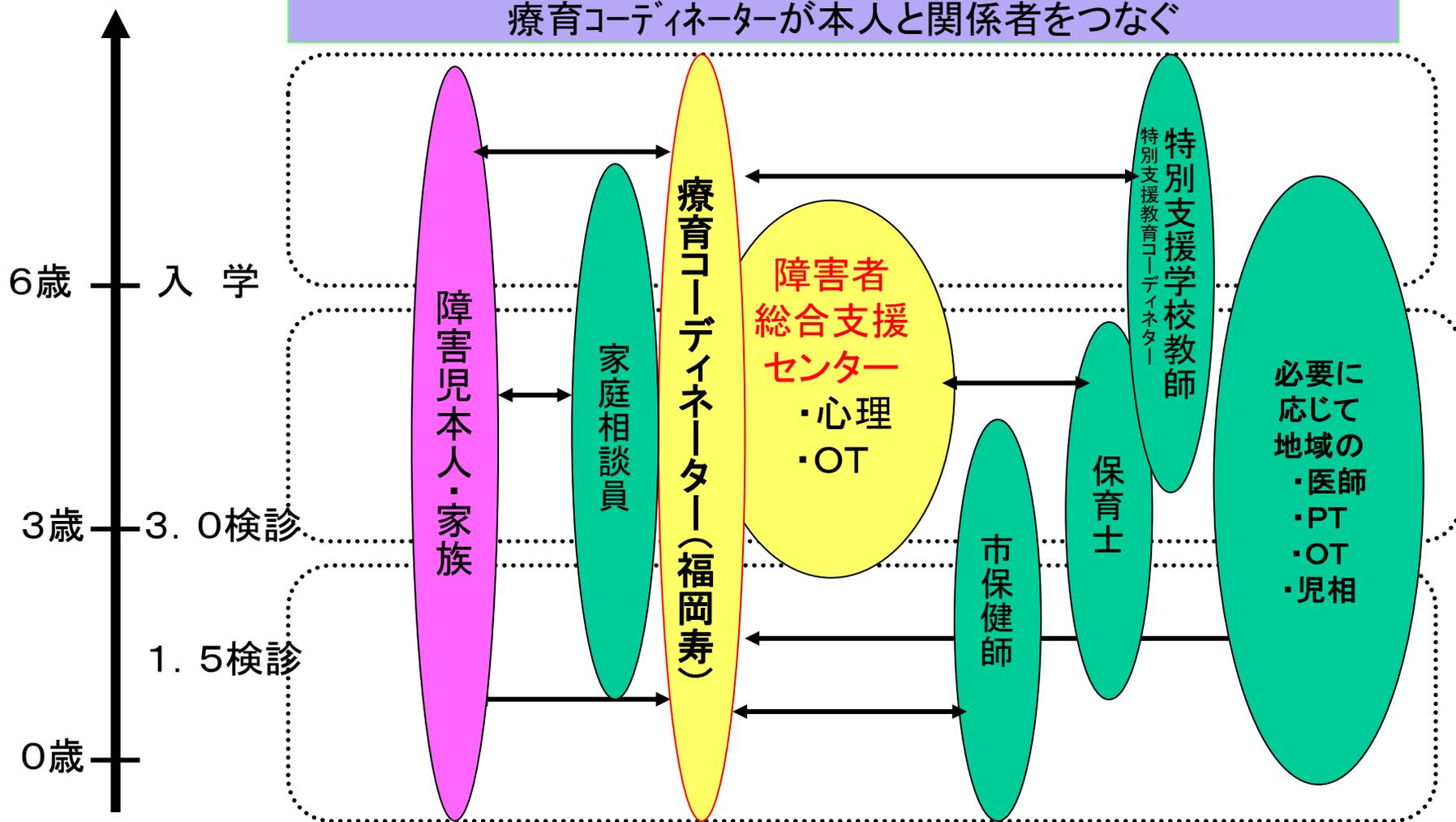
(3)家族を含めたトータルな支援

(4)できるだけ身近な地域における支援

等が、一般子育て支援を中心に提供されること。

障害児支援のシステム ～〇〇市の場合（相談支援型）～

療育コーディネーターが本人と関係者をつなぐ



東京都障害者施策推進協議会

- 東京都障害者計画・第4期障害福祉計画の策定が始まっています。
- これまでの障害者施策推進の基本理念
 - ①障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現
 - ②障害者が当たり前働ける社会の実現
 - ③すべての都民が共に暮らす地域社会の実現
- 今後は、障害のある子どもの支援についても、計画作成の中で適切に対応していくことが重要。